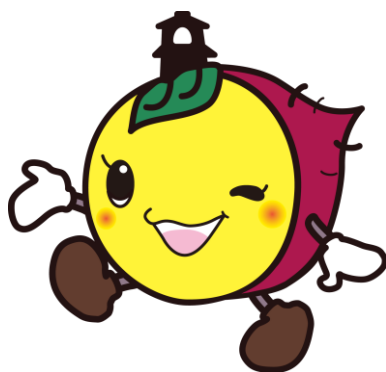


川越市環境マネジメントシステム 実施報告書 (令和6年度)



川越市マスコットキャラクター ときも

令和7年11月
川越市





目次

第1部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要	1
1. 川越市環境マネジメントシステムとは	1
2. 環境方針	2
3. 運用方法・推進体制	3
第2章 実施状況	4
1. 環境方針への適合状況	4
2. 教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む）	5
3. 環境に関する意見・苦情等	5
4. 環境監査	6
5. 市長見直し	6
6. 環境に関する取組経過一覧（過去5年の取組）	7
第3章 公共施設全体の取組	8
1. 公共施設全体の環境目標	8
2. 公共施設全体の環境目標の取組結果	9
3. 所属の取組状況	14
4. 環境関連法規制等の順守状況	15
第4章 環境に与える影響が大きい施設の法規制等順守状況	17
1. 東清掃センターの取組	17
2. 資源化センターの取組	18
3. 小畔の里クリーンセンターの取組	19
4. 環境衛生センターの取組	20

第2部 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1章 市役所における取組状況	21
1. 温室効果ガスの排出削減目標	21
2. 部局ごとの温室効果ガス排出量	21
3. 算定項目別温室効果ガス排出量	22
第2章 消防組合における取組状況	23
1. 温室効果ガスの排出削減目標	23
2. 部局ごとの温室効果ガス排出量（エネルギー起源及びその他ガス）	23
3. 算定項目別温室効果ガス排出量	23

第3部 令和5年度実施報告書に対する市民意見…24

市民意見様式

第1部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要

1. 川越市環境マネジメントシステムとは

川越市環境マネジメントシステム（以下、「川越市 EMS」という）とは、「市役所と消防組合が環境にやさしい取組を継続的に、かつ効果的に行うための仕組み」です。

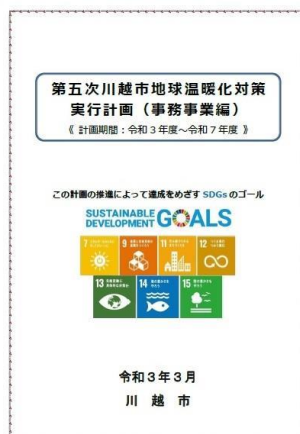
川越市には環境に関する計画が複数あります。それらのほとんどは5年後や10年後に川越市が目指す環境像が示されています。その計画を一步ずつ達成していくため、年度ごとに目標を設定し、進捗状況を確認し、取組が不調な時には速やかに改善を図るためのルールを定めているのが、川越市 EMS です。

市役所及び消防組合は、一事業者として、また行政として、市民や事業者のお手本とならなければいけません。そこで、数ある環境に関する計画の中でも、市役所の職員が業務の中で取り組むべき環境配慮について定めた「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と、その消防組合版である「川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を重点的にマネジメント（管理）しています。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は市役所と消防組合がそれぞれ作成している計画で、市役所や消防組合の施設や業務から発生する温室効果ガスの削減目標、温室効果ガス排出量を削減するためのエネルギー削減目標、エネルギー削減のための具体的な行動などが定められています。

川越市 EMS では、この計画に定められているエネルギー使用量削減目標（電力使用量、ガソリン使用量、その他燃料使用量、コピー用紙購入量、水道使用量）について、年度ごとの目標値を設定し、公共施設全体の環境目標として取り組んでいます。



川越市版



消防版

2. 環境方針

市長は、環境の保全・創造の取組に関する基本理念・基本方針を定め、市の内外に表明し、環境方針に沿った環境保全・創造の活動を継続的に推進していきます。

【基本理念】

川越市は、現在の環境を保全し、さらにより良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

【基本方針】

川越市は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

1. 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
2. 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
3. システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
4. 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
5. 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
6. 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
7. 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、さらにより良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。
近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。
よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。
1. 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
2. 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
3. システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
4. 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
5. 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
6. 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
7. 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和 4 年 5 月 1 日 川越市長 川合寿明

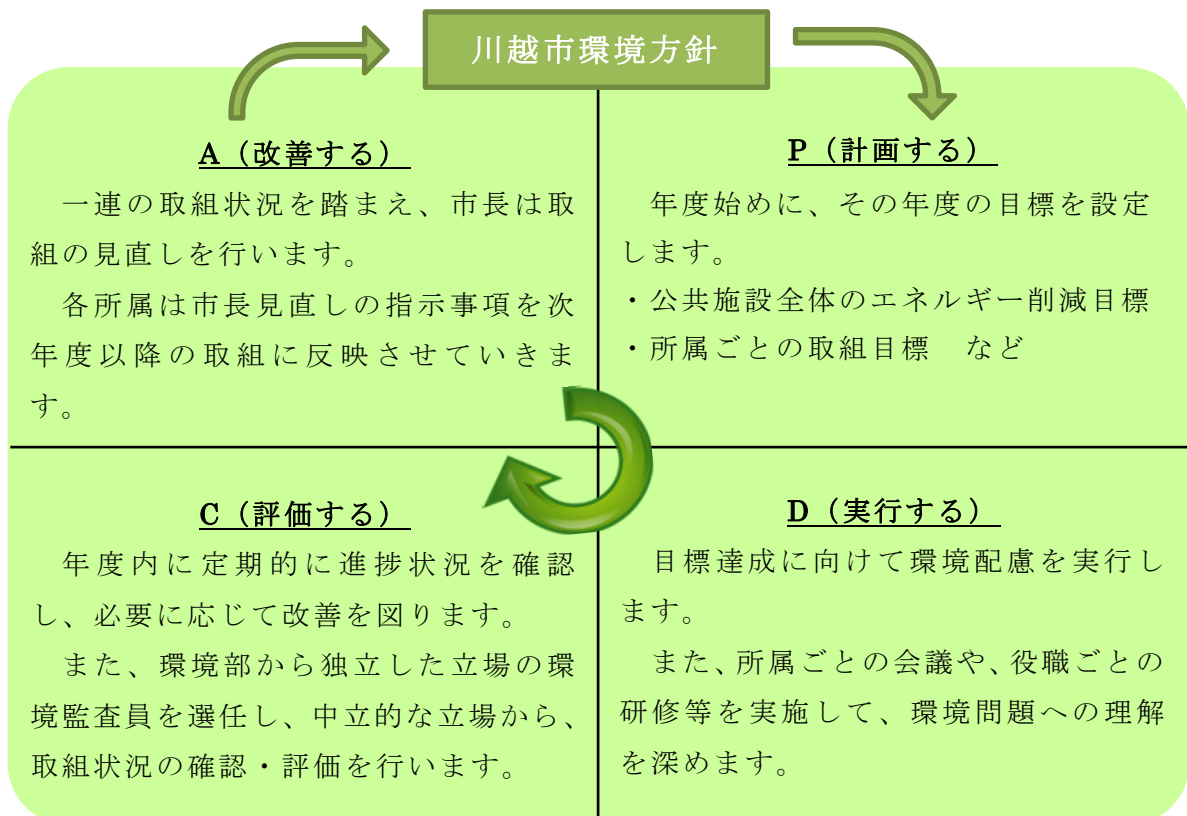
※上記の内容は令和 6 年度のものであります。現時点の川越市環境方針（令和 7 年 4 月 23 日改定）とは異なります。

3. 運用方法・推進体制

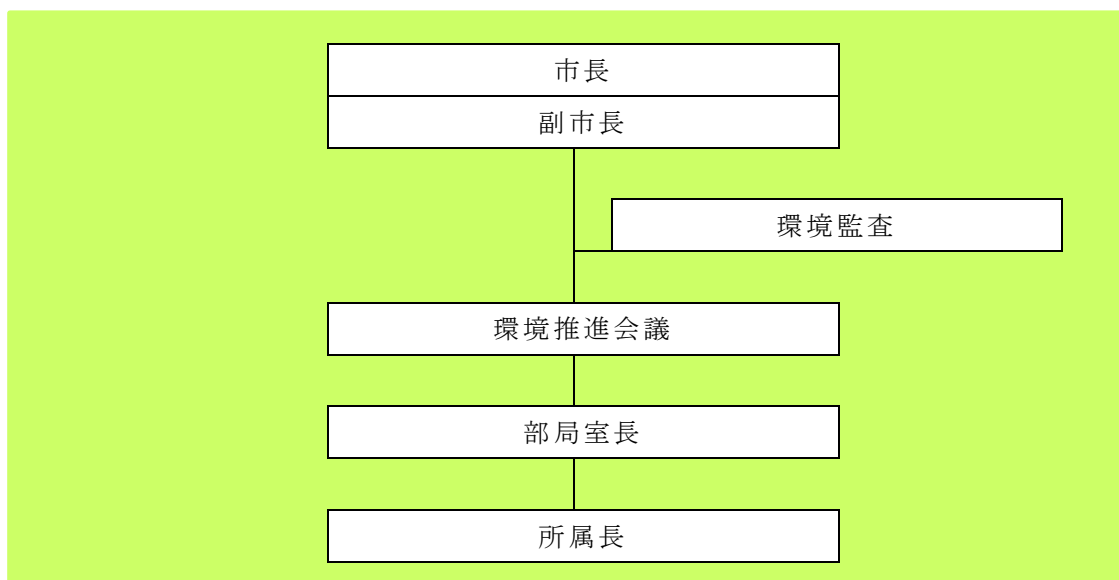
川越市 EMS は PDCA サイクルを用いて取組の管理をしています。PDCA サイクルとは、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）というサイクルを継続することで、取組を管理していく仕組みで、環境マネジメントシステムに限らず、様々なビジネスの管理に取り入れられている手法です。

川越市 EMS の PDCA サイクルでは、下記のような取組を行います。

〔PDCA サイクルイメージ図〕



〔推進体制図〕



第2章 実施状況

1. 環境方針への適合状況

環境方針への適合状況とは、市長が内外に表明している環境方針に沿って、システムが機能しているかを評価したものです。

1	「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
	＜評価＞「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に向けて、事業者と連携協定を締結する等、地球温暖化対策の推進に努めています。
2	事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
	＜評価＞市の事務・事業において環境に影響を与える要因の改善を図っていますが、令和6年度は5つの目標の内、3つの目標を達成できていません。 ⇒詳細については第3章に記載。
3	システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
	＜評価＞必要に応じてシステムの見直しを行い、事故への対応について確認・訓練を実施しています。
4	環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
	＜評価＞環境に関する法規制等については、適正に順守されています。
5	環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
	＜評価＞環境基本計画などの各種計画に従って、目的及び目標を設定しています。また、取組の成果を内外に公表し、見直しを図っています。
6	全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
	＜評価＞職員研修や職場会議等を通して、全職員及び関係者に環境に関する教育・訓練を行っています。

7	基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。
	＜評価＞庁内に環境方針のポスターを掲示し、常に基本理念及び基本方針を踏まえた活動が行われるようにしています。

2. 教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む）

令和6年度は以下のとおり環境に関する教育・訓練を実施しました。

研修名	対象	回数	参加人数※
職場会議	所属職員	随時	—
新規採用職員研修	新規採用職員	2回	122人
昇任者環境問題研修①	主任相当職に昇任した者	1回	51人
昇任者環境問題研修②	副主幹相当職に昇任した者	1回	40人
昇任者環境問題研修③	課長相当職に昇任した者	1回	14人
教養研修	全正規職員	1回	52人
環境監査員養成研修	環境監査員	1回	20人
エコ推進員研修	エコ推進員	1回	236人
緊急事態訓練	管財課・会計室 他	随時	—

※昇任者研修①、②、③及びエコ推進員研修に関しては動画配信形式にて実施

3. 環境に関する意見・苦情等

システムの継続的な改善を図るために、市民の方々や職員からの意見・苦情等を市長の見直しに資する情報として提供しています。

令和6年度に、市民意見箱やインターネット、各課窓口への問い合わせ等を通して市民の方から寄せられたご意見・ご要望・苦情等は、1,872件ありました。主なご意見等は以下のとおりです。対応は関係課で行っています。

・野焼き、砂埃による大気問題について	・工事の音、重機の振動について
・ごみ出しのマナー、不法投棄について	・樹木の越境、剪定、伐採について
・アライグマの防除、野鳥の糞害について	・動物の死がいについて
・屋外広告物について	・ごみ屋敷について
・市内の緑化、緑地保全について	・路上喫煙について

4. 環境監査

環境監査は、川越市 EMS が適切に構築されており、法的要求事項及びその他の取決め、マニュアル、環境方針並びに目的及び目標に適合した運用がなされ、有効かつ妥当なものであるかどうかを定期的に検証するために実施し、市長に報告しています。

環境監査員は、環境統括監査員を含め 23 名（令和 6 年度）で、システムの維持運営及び監査の実施にふさわしい能力を持つ者を市長が任命しています。また、環境部から独立した組織で、責任と権限を持っています。

令和 6 年度環境監査における、指摘事項及びグッドポイントの主なものは以下のとおりです。

指摘事項	・指摘事項なし
グッド ポイント	・公民館の利用者アンケートについて、利用者の状況に合わせて、電子申請によるアンケートを導入している。 ・保育 ICT システムを導入し、保護者に配布していた園だよりや献立表を保護者のスマートフォン等で見られるようにした。また職員も保育 ICT システムを閲覧できるようにし、研修や会議等で活用している。 ・敷地内の雑草を刈った後、草を乾燥して量（水分）を減らしてから、処分している。 ・不要となったおもちゃをリサイクル施設から提供してもらい、施設内で利用している。

5. 市長見直し

市長は、毎年 1 回、川越市 EMS が継続して妥当でかつ効果が上がるように機能しているかどうかを確認するために、次年度の予算要求及び予算編成に合わせ、見直しを行います。

令和 5 年度の実施状況を踏まえた、令和 6 年度の市長による見直しは、令和 6 年 11 月 28 日に実施され、下記の 1 点が新たな方針となりました。

方 針	一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED 照明器具への計画的な更新を行い、省エネルギーの取組を徹底し、電力使用量の削減に努めるよう、対策を講じること。
対応状況	一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED 照明器具への計画的な更新を行うよう全庁に通知を行いました。また、今後も、省エネルギーの取組を徹底し、電力使用量の削減に努めるよう、全庁に促していきます。

6. 環境に関する取組経過一覧（過去5年の取組）

年度	実施内容
令和2年度	・第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和3年度	・小江戸かわごえ脱炭素宣言
令和4年度	・武州ガス株式会社及び東京ガス株式会社と脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定を締結 ・東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定を締結
令和5年度	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定 ・ウォータースタンド株式会社と脱炭素社会の実現に向けたプラスチックごみ削減の推進に関する連携協定を締結
令和6年度	・公共施設太陽光発電設備導入可能性調査を実施

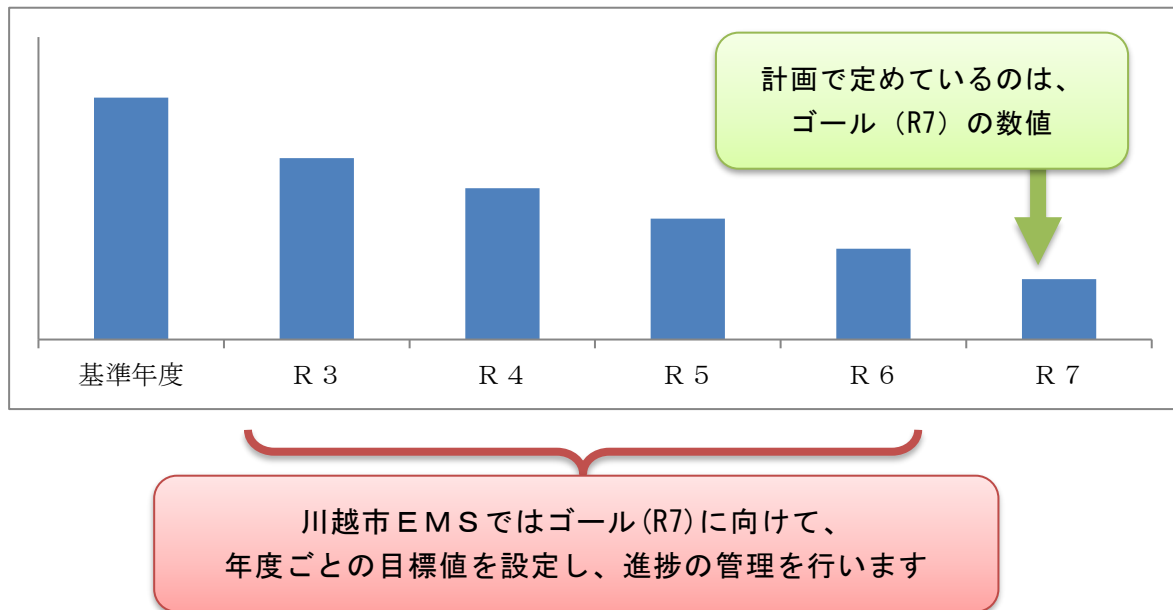
第3章 公共施設全体の取組

1. 公共施設全体の環境目標

川越市 EMS における公共施設全体の環境目標の指標は「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」のエネルギー使用量等の削減目標と同じ項目にしています。

上記2つの計画では、エネルギー使用量等の削減について、令和7年度の数値目標を設定しています。川越市 EMS では、その目標を達成するための年度ごとの目標値を設定します。年度ごとの目標値は2つの計画の目標値を合算し、市役所と消防組合全体での目標として管理しています。

〔イメージ図〕



〔目標項目と目標値〕

	H25 実績値（基準）	R7 目標値
電力使用量（kWh）	38,530,577	31,671,513
ガソリン使用量（ℓ）	218,586	180,062
その他燃料使用量（t-CO ₂ ）	6,803	6,214
コピー用紙の購入量（枚）	48,242,000	47,240,000
水道使用量（m ³ ）	708,991	708,991

2. 公共施設全体の環境目標の取組結果

(1) 電力使用量【結果：×】

単位：kWh

	目標値	実績値	市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	38,530,577	37,657,439	873,138
R2	38,944,053	43,851,530	42,837,265	1,014,265
R3	40,232,172	43,426,449	42,422,110	1,004,339
R4	40,232,172	42,781,842	41,793,412	988,430
R5	40,232,172	43,094,882	42,128,557	966,325
R6	40,232,172	42,932,974	41,934,161	998,813

令和6年度の実績値は、昨年度に比べ減少したものの、目標を達成することができませんでした。

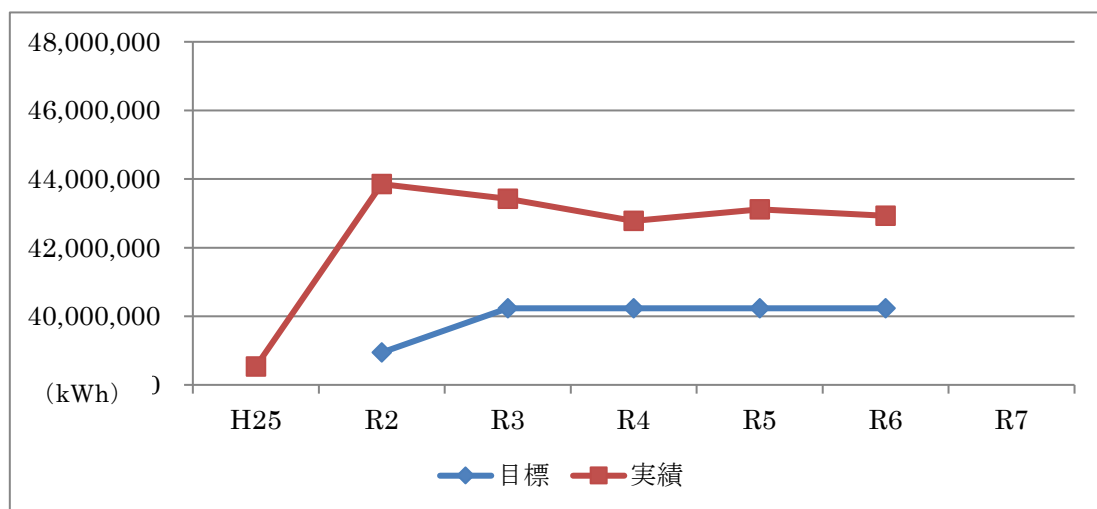
〔原因考察〕

令和6年度は、資源化センターの炉の運転日数が令和5年度に比べ多く、自家発電量が増加したことにより昨年度に比べ減少しましたが、8月に記録的短時間豪雨や台風等の降雨の影響で例年以上にポンプを稼働する必要があったことなどにより電力使用量が増加し、目標を達成することができなかったものと考えられます。

〔今後の対応〕

新規の施設の稼働開始や稼働率の上昇、増設した設備の稼働開始などにより、電力使用量は年々増加傾向にあります。本庁舎や川越まつり会館等、個別空調設備の導入や照明設備のLED化により、電力使用量が減少しているため、他の公共施設においても、空調や照明設備の更新を進める必要があると考えられます。

今後も職員による節電を推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、電力使用量の削減に努めます。



	目標値	実績値	市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	218,586	136,611	81,975
R2	216,081	179,820	101,790	78,030
R3	192,906	181,740	95,240	86,500
R4	189,696	195,556	92,425	103,131
R5	189,696	201,588	95,998	105,590
R6	189,696	212,245	101,693	110,552

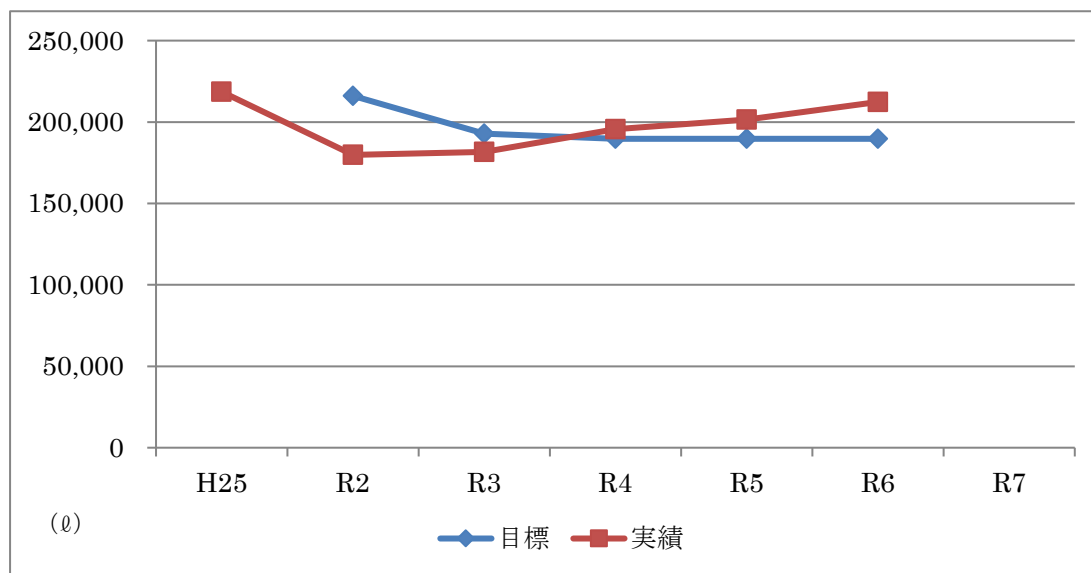
令和6年度の実績値は、昨年度に比べ増加し、目標を達成することができませんでした。

〔原因考察〕

令和6年度は、巡回や現地調査などの出張回数が増加したこと、消防組合における救急件数や現場活動時間が増加したことなどが増加の主な要因と考えられます。

〔今後の対応〕

環境性能に優れた自動車の導入、エコドライブの徹底、自転車の利用促進により、ガソリン使用量の削減を図っていきます。



	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	6,803	6,619	184
R2	6,487	7,689	7,554	135
R3	7,540	7,213	7,084	130
R4	7,208	7,288	7,158	130
R5	7,208	7,719	7,597	122
R6	7,208	8,631	8,508	122

その他燃料使用量とは、ガソリン以外の燃料（灯油、軽油、重油、LPG、都市ガス）の使用量を二酸化炭素換算した数値です。

令和6年度の実績値は、昨年度に比べ増加し、目標を達成することができませんでした。

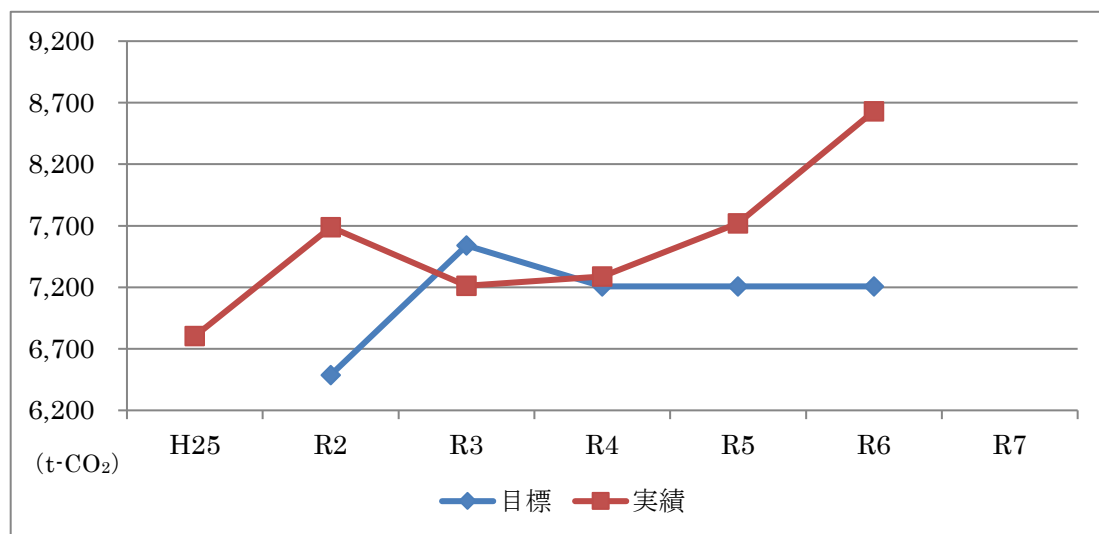
〔原因考察〕

その他燃料使用量（二酸化炭素排出量に換算した排出量）は、主にLPG、都市ガスの使用が大きく影響していると考えられます。

令和6年度は、資源化センターにおいて、令和5年度と比較して炉の運転日数が増加したことや、斎場において空調設備の不具合が発生したこと、総合福祉センターや西後楽会館等の施設利用者数が増加し、空調設備や入浴施設等の利用が増えたことが増加の要因として考えられます。

〔今後の対応〕

職員による省エネを推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、燃料使用量の削減に努めます。



(4) コピー用紙の購入量【結果：○】

単位：枚

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	48,242,000	47,055,000	1,187,000
R2	47,400,864	55,882,190	54,711,490	1,170,700
R3	52,431,000	53,840,215	53,284,715	555,500
R4	50,431,200	51,776,651	51,037,151	739,500
R5	50,431,200	47,124,575	46,174,075	950,500
R6	48,231,000	43,973,186	43,280,686	692,500

令和6年度の実績値は、目標を達成することができました。

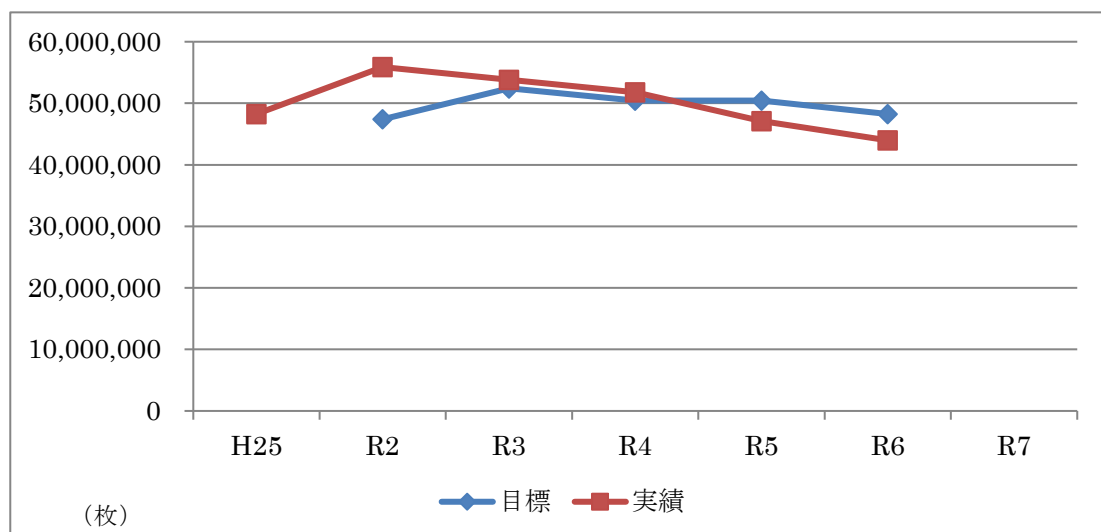
〔原因の考察〕

市役所では、計画の策定や制度改正に係る配布資料の作成などで大量の紙資源を消費しています。

令和6年度は、財務会計システムや文書管理システムの電子決裁を導入したことやペーパーレス会議を推進したことなどのほか、学校においては、学校と家庭との連絡をデジタル化する連絡システムを導入するなど、ICTの活用を推進したことにより、目標値を達成したものと考えられます。

〔今後の対応〕

今後、事務事業のデジタル化が進むことにより、さらに減少していくものと考えられますが、職員への削減意識を啓発し、庁内で行われる会議等については、職員が業務で使用するパソコンを持参し、パソコンで資料を閲覧するなどして、会議等における資料のペーパーレス化の徹底を推進します。



(5) 水道使用量【結果：○】

単位：m³

	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	708,991	698,348	10,643
R2	715,190	555,053	544,628	10,425
R3	708,991	622,267	612,667	9,600
R4	708,991	644,965	635,497	9,468
R5	708,991	635,117	625,477	9,640
R6	708,991	652,921	642,364	10,557

令和6年度の実績値は、昨年度より増加したものの、目標値以下に抑えることができました。

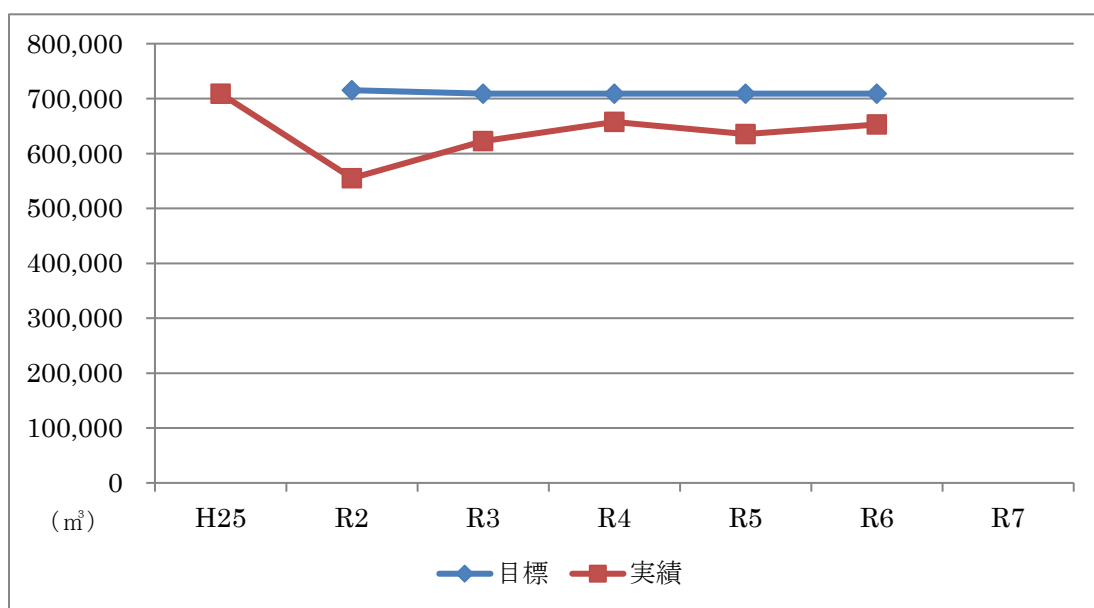
〔原因の考察〕

水道使用量については、総合福祉センターやなぐわし公園 PiKOA において令和5年度に休止していたプールを再開したことや小中学校において漏水が発生したことが令和5年度と比較し増加した要因として考えられます。

〔今後の対応〕

公共施設では、施設の稼働率に水道使用量が左右されるため、職員の努力だけではなく、利用者への節水の呼びかけや、設備の効率的な運転を心がけ、削減を図っていきます。

また、公共施設の中には、老朽化により漏水等が発生する可能性があるため、こまめな日常点検を行い、漏水の早期発見に努めます。



3. 所属の取組状況

各所属は、業務の特性に応じて所属の環境目標を設定します。目標の内容は各所属が任意で設定しますが、公共工事の担当課では「公共工事における環境配慮指針」に基づく環境配慮率の目標を設定したり、事業担当課では環境に配慮した事業の実施についての目標を設定したりなど、内容は多岐にわたります。

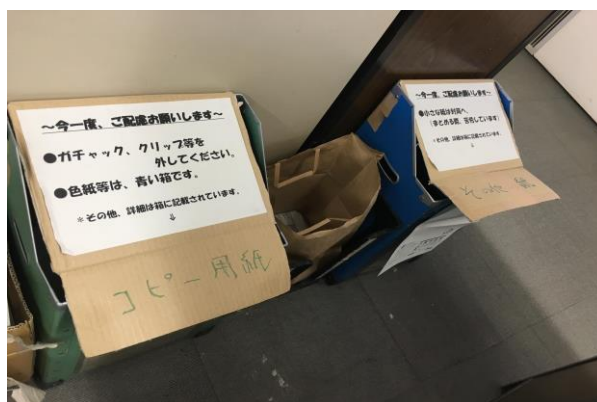
令和6年度の主な取組状況は以下のとおりです。

〔所属の主な環境目標〕

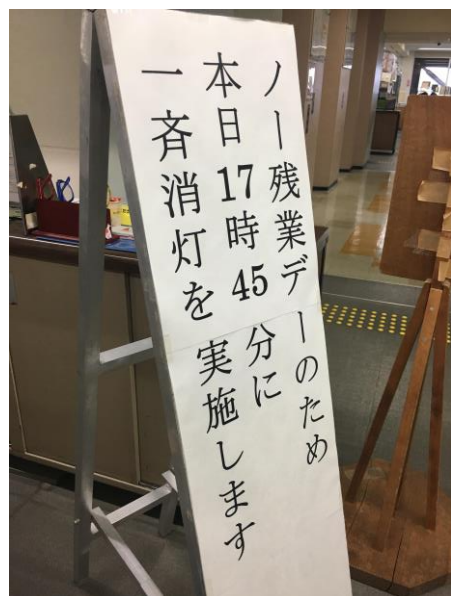
・庁用車の平均燃費向上（エコドライブ推進）	・コピー用紙購入量の削減
・グリーン購入法適合商品の購入	・コピーカウント数の削減
・環境関連講座の実施回数	・電気・ガス・水道使用量の削減
・公共工事における環境配慮率	・環境に関する図書の特集展示
・電子申請の導入件数	・ペーパーレス会議の開催



環境にやさしい自動車の導入・活用



課ごとに紙類のリサイクルボックスを設置



写真の左半分は誰もいないので消灯。職員が作業中の右半分だけ点灯しています。

時間外には不要な照明の消灯を徹底（上）
第3水曜日には全消灯を行い、エネルギー管理と職員のリフレッシュを図ります。（左）

4. 環境関連法規制等の順守状況

川越市 EMS では、市が事業者として、また行政として順守すべき事務、施設管理、公共工事、環境施策に関する法規制等を該当所属ごとに管理しています。

事務に関する法規制等は以下の通りで、すべての所属に該当します。令和 6 年度はすべての所属で事務に関する法規制等（②～⑤）が順守されました。なお、「①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に関する順守状況は次ページをご確認ください。

法規制等名称	該当条項	内容
①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第 4・10・11 条	物品の購入の際にはグリーン購入法の判断基準を満たす製品を購入するよう努めること。
②循環型社会形成推進基本法	第 11 条	再生品を使用すること等により循環型社会の形成に努めるとともに、循環資源（再生等が可能な廃棄物）については適正な処分を行うこと。
③特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	第 6 条	家電製品の廃棄を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に処理すること。
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 3 条	廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に分別すること。
⑤埼玉県生活環境保全条例	第 33 条	運送の委託を行う際には、委託された者が粒子状物質対策自動車の運行について、同法の規定を遵守するよう処置を講じること。
	第 40 条第 1 項	自動車の駐停車時にはアイドリング・ストップを励行すること。

施設管理、事業配慮、環境施策に関する法規制等は該当する所属で管理しており、令和 6 年度は該当するすべての法規制等が順守されました。

【業務用エアコン等の適正な管理に努めています】

平成 27 年 4 月 1 日からフロン排出抑制法が施行され、業務用のエアコンや冷蔵冷凍庫などを管理している事業者は、点検の実施や漏えい量の算定が義務付けられました。

漏えい量は前年度のものを集計するため、令和 6 年度は令和 5 年度分の漏えい量を算定しました。各所属において適切に機器の管理が行われており、国への報告義務には該当しませんでした。

今後も簡易点検・定期点検を徹底し、環境に与える悪影響の軽減を図ります。



【グリーン購入の取組を推進しています】

令和3年4月1日に策定した「川越市グリーン購入基本方針」に基づき、物品等の調達に当たっては、調達の必要性を十分に検討した上で、調達目的に支障のない範囲で、グリーン購入に努めるものとしています。グリーン購入を重点的に推進する物品（川越市グリーン購入重点調達品目）及び判断基準については、「川越市グリーン購入ガイドライン」を別に定めています。

なお、グリーン購入の推進については、「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・管理体制をもって行い、川越市グリーン購入重点調達品目の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめの上、公表するものとしています。

令和6年度は計5所属で、計10件の川越市グリーン購入ガイドラインの判断基準に適合した物品等の調達が行われませんでした。ガイドラインの判断基準に適合した物品等を調達できなかった物品及び理由は以下の通りです。



〔調達できなかった主な物品と件数及び理由〕

品目	調達できなかった件数	調達できなかった理由
文具類	5件	・適合品がなかった
OA 機器等	3件	・適合品がなかった
紙類	1件	・適合品がなかった
オフィス家具等	1件	・適合品がなかった

今後も川越市グリーン購入基本方針及び川越市グリーン購入ガイドラインを各所属へ周知徹底し、市が調達する全ての物品等について、環境負荷低減に配慮した調達に努めます。

第 4 章 環境に与える影響が大きい施設の 法規制等順守状況

市の公共施設のうち、大気や水質等に大きな影響を与える施設における法規制等の順守状況は以下のとおりです。

1. 東清掃センターの取組

東清掃センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目		目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類 (排ガス)		1 ng-TEQ /m ³ N	< 1 号炉> 0.017 ng-TEQ/m ³ N	各炉= 1 回/年	○
			< 2 号炉> 0.00075 ng-TEQ/m ³ N		
ばいじん		0.02 g/m ³ N	<0.002 g/m ³ N	各炉= 3 回/年	○
硫黄酸化物(Sox)		100 ppm	7.8～20 ppm		
窒素酸化物(Nox)		180 ppm	66～89 ppm		
塩化水素(HCl)		200 mg/m ³ N	12～30 mg/m ³ N		
熱灼減量		10 %	4.2～6.6 %	1 回/月	○
最終処分に係る 飛灰等溶出試験		※ 1	※ 1	2 回/年 ※ 2	※ 1
騒音 (敷地境界)		朝夕 50/65 dB 昼 55/70 dB 夜 45/60 dB	朝夕 48～65 dB 昼 49～65 dB 夜 48～60 dB	1 回/年 ※ 2	※ 3
振動 (敷地境界)		昼 60/65 dB 夜 55/60 dB	昼 <30～40 dB 夜 <30 dB	1 回/年 ※ 2	○
臭気指数 (敷地境界)		14	<10	1 回/年 ※ 2	○
防爆 ボイラー	ばいじん	0.30 g/m ³ N	<0.001 g/m ³ N	2 回/年	○
	窒素酸化物	160 ppm	23～24 ppm		
放射性物質 (焼却灰)		※ 4	不検出～16 Bq/kg	1 回/月	○
放射性物質 (飛灰)			不検出～83 Bq/kg		
放射性物質 (排ガス)			不検出		
敷地境界放射線量		※ 6	0.05～0.09 μSv/h	7 日に 1 回以上	○
水銀		※ 7	0.05～0.4 μg/m ³ N	各炉= 3 回/年	○

- ※ 1 測定項目は多数、「鉛又はその化合物」の項目を除く全ての測定項目で目標値以下です。なお、法令基準値は最終処分する場合に限るものです。令和 6 年度は飛灰等を全量再資源化し、適正に処理されているため参考として測定しています。
- ※ 2 測定回数についての定めはありません。
- ※ 3 施設停止時に測定した結果から暗騒音による影響が大きいと推定され、苦情等もないことから参考値扱い。なお、敷地内は用途地域ごとに、適用される基準値が異なります。
- ※ 4 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（8, 000 Bq/kg 以下）が定められました。
- ※ 5 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。
- ※ 6 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により 7 日に 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23 μ Sv/h 以下）が定められました。
- ※ 7 平成 30 年 4 月 1 日より「大気汚染防止法」により 6 箇月を超えない作業期間ごとに 1 回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は 50 μ g/ m^3 N となっています。

2. 資源化センターの取組

資源化センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県溶融スラグ有効利用指針品質基準、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。それぞれの順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類 (排ガス)	0.005 ng-TEQ / m^3 N	0.000005～0.0025 ng-TEQ / m^3 N	各炉= 2 回/年	○
ばいじん	0.02 g/ m^3 N	<0.0007～0.002 g/ m^3 N	各炉= 6 回/年	○
硫黄酸化物(Sox)	10ppm	<1 ppm		
窒素酸化物(Nox)	50ppm	<8～29 ppm		
塩化水素(HCl)	10ppm	<0.5～1.2 ppm		
熱灼減量	5%	<0.01～0.67 %	1 回/月	○
最終処分に係る 飛灰等溶出試験	※ 1	※ 1	1 回/月	○
騒音（敷地境界）	朝夕 50 dB 昼 55 dB 夜 45 dB	朝夕 46～50 dB 昼 50～52 dB 夜 41～45 dB	1 回/年 ※2	○
振動（敷地境界）	昼 60 dB 夜 55 dB	昼 <30～34 dB 夜 <30 dB	1 回/年 ※2	○
臭気指数（敷地境界）	14	<10	1 回/年 ※2	○
水質（処理水）	※ 1	※ 1	1 回/月	○

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価	
ダイオキシン類（処理水）	10pg-TEQ/ℓ	0.20 pg-TEQ/ℓ	1 回/年	○	
スラグ品質基準	※ 1	※ 1	1 回/月	○	
放射性物質（溶融スラグ）	※ 3	不検出～9.9 Bq/kg	1 回/月	○	
放射性物質（溶融飛灰）		12～60 Bq/kg			
放射性物質（溶融不適物）		不検出～7.5 Bq/kg			
放射性物質（放流水）	※ 4	不検出			
放射性物質（排ガス）					
敷地境界放射線量	※ 5	0.03～0.07 μ Sv/h	7 日に 1 回以上	○	
水銀	※ 6	<0.00011～0.08 μ g/ m ³ N	各炉=6 回/年	○	

※1 測定項目は多数、全ての測定項目が目標値以下です。

※2 測定回数についての定めはありません。

※3 平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（8,000Bq/kg以下）が定められました。

※4 平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。

※5 平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により7日に1回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23μSv/h以下）が定められました。

※6 平成30年4月1日より「大気汚染防止法」により4箇月を超えない作業期間ごとに1回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は50μg/m³ Nとなっています。

3. 小畔の里クリーンセンターの取組

小畔の里クリーンセンターが規制を受ける法規制等は、ダイオキシン類対策特別措置法、放射性物質汚染対処特別措置法です。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類(放流水)	10pg-TEQ/ℓ以下	0.000066pg-TEQ/ℓ	1回/年	○
ダイオキシン類 (地下水ピット)	1pg-TEQ/ℓ以下	0.063pg-TEQ/ℓ		
ダイオキシン類 (地下水周縁)		0.062pg-TEQ/ℓ		
放射性物質（放流水）	※1	不検出	1回/月	○
放射性物質 (地下水上流)				
放射性物質 (地下水下流)				
敷地境界放射線量	※2	0.04～0.08 μSv/h	7日に1回以上	○

※1 平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月1回以上の調査義務が定められました。

※2 平成24年1月1日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により7日に1回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23 μ Sv/h以下）が定められました。

4. 環境衛生センターの取組

環境衛生センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例、騒音規制法、悪臭防止法、下水道法、川越市下水道条例等があります。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
pH	5.0～9.0	6.9～7.6	2回/月	○
SS	600 mg/ℓ以下	5未満～23 mg/ℓ		
BOD	600 mg/ℓ以下	1.1～7.3 mg/ℓ		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30 mg/ℓ以下	2.5未満 mg/ℓ	1回/月	○
リン含有量	32 mg/ℓ以下	2.6～11 mg/ℓ	2回/月	○
窒素含有量	240 mg/ℓ以下	3～47 mg/ℓ		
沃素消費量	220 mg/ℓ以下	20未満 mg/ℓ	1回/月	○

第2部 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

第1章 市役所における取組状況

1. 温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、温室効果ガス排出量を令和7年度までに基準年度（平成25年度）比で16.1%以上削減することです。

	H25 (基準年度)	目標	R7 (目標値)
排出量 (t-CO ₂)	55,301	16.1%以上削減	46,410

2. 部局ごと温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

部局	ガス種類	H25	R5	R6		R7		
		(基準年度)	実績値	実績値		第五次計画目標年度		
		排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	目標 排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	R6 年度比
市長部局	エネルギー 起源 CO ₂	14,766	15,274	15,033	+1.8%	10,597	-28.2%	-29.5%
	その他ガス ※	28,579	31,564	36,943	+29.3%	27,229	-4.7%	-26.3%
教育 委員会 部局	エネルギー 起源 CO ₂	7,987	7,715	7,652	-4.2%	5,731	-28.2%	-25.1%
	その他ガス ※	12	42	42	+253%	11	-8.3%	-74.1%
上下 水道局	エネルギー 起源 CO ₂	3,953	3,234	2,617	-33.8%	2,837	-28.2%	+8.4%
	その他ガス ※	4	3	3	-17.7%	4	0.0%	+21.5%
3部局 合計	エネルギー 起源 CO ₂	26,706	26,224	25,302	-5.3%	19,166	-28.2%	-24.3%
	その他ガス ※	28,595	31,610	36,988	+29.4%	27,244	-4.7%	-26.3%
	合計	55,301	57,833	62,290	+12.6%	46,410	-16.1%	-25.5%

◆端数処理により、3部局合計値、基準年度比削減率、令和6年度比削減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、非エネルギー起源 CO₂（一般廃棄物の焼却等による CO₂ の排出）、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量の合算値です。

令和 6 年度に、市役所（3 部局合計）から排出された温室効果ガス総排出量は、62,290t-CO2 で、基準年度比で 12.6%（6,990t-CO2）増加しました。エネルギー起源 CO2 は、基準年度（平成 25 年度）及び前年度（令和 5 年度）より削減できましたが、その他ガスは、市長部局における非エネルギー起源 CO2 排出量の増加により、基準年度比+29.4%と大幅に増加しています。

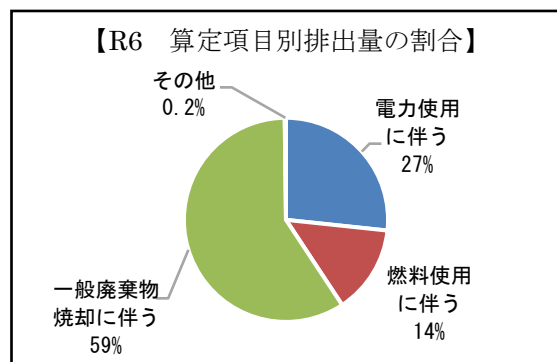
3. 算定項目別排出量（3 部局合計）

単位：t-CO2

算定項目		H25	R5	R6
①電力使用に伴う排出量		19,770	18,461	16,617
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	317	223	236
	灯油	1,105	230	257
	軽油	222	230	251
	A重油	920	33	29
	LPG	96	184	215
	都市ガス	4,301	6,920	7,757
③自動車走行に伴うCH4、N2Oの排出量		15	11	10
④一般廃棄物焼却に伴う排出量	連続燃焼式	1,530	1,430	1,508
	廃プラスチック	26,862	30,000	35,297
⑤下水処理に伴う排出量		15	15	17
⑥し尿処理に伴う排出量		105	44	44
⑦合併処理浄化槽等による排出量		36	48	48
⑧その他（HFC・笑気ガス）		6	5	5
職員の取組が反映される指標の合計〔①+②+③〕		26,746	26,292	25,372
その他の合計〔④+⑤+⑥+⑦+⑧〕		28,554	31,541	36,918
温室効果ガス総排出量		55,301	57,833	62,290

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。

※「第五次計画」から、温室効果ガス排出量の算定に用いる「温室効果ガス排出係数」を変更しています。



算定項目別排出量の割合では、一般廃棄物の焼却に伴う排出（④）が最も多く、全体の 59%を占めています。一般廃棄物の焼却は市役所だけでなく市域全体から排出されるごみの焼却が含まれるため、削減に向けては、市民、事業者に対しても、継続的にごみの排出削減を呼びかけていきます。

電力使用に伴う温室効果ガス排出量（①）は全体の 27%を占めています。排出削減に向けては、再生可能エネルギー機器の導入や、高効率エネルギー機器への更新、低炭素電力の調達などの対策を講じていきます。

第2章 消防組合における取組状況

1. 温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、温室効果ガス排出量を令和7年度までに基準年度（平成25年度）比で18.1%以上削減することです。

	H25 (基準年度)	目標	R7 (目標値)
排出量 (t-CO ₂)	839	18.1%以上削減	687

2. 温室効果ガス排出量（エネルギー起源及びその他ガス）

ガス種類	H25	R5	R6		R7		
	(基準年度)	実績値	実績値		第五次計画目標年度		
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	目標 排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	R6 年度比
エネルギー 起源 CO ₂	833	808	809	-2.8%	681	-18.2%	-15.8%
その他ガス ※	6	5	6	+0.4%	5	-4.7%	-5.1%
合計	839	814	815	-2.8%	687	-18.1%	-15.8%

◆端数処理により、基準年度比削減率及び令和6年度比削減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の合算値です。

3. 算定項目別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

単位：t-CO ₂ 調査項目		H25	R5	R6
①電力使用に伴う排出量		458	442	430
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	190	245	256
	灯油	3	3	3
	軽油	102	84	85
	A重油	0	0	0
	LPG	35	24	26
	都市ガス	45	11	8
③自動車走行に伴うCH ₄ 、N ₂ Oの排出量		4	4	5
④その他（HFC・笑気ガス）		1	1	1
温室効果ガス総排出量		839	814	815

令和6年度に消防組合から排出された温室効果ガス総排出量は、815t-CO₂で、基準年度比で2.8%減少しました。

電力使用に伴う排出量は減少傾向にありますが、ガソリン使用に伴う排出量は熱中症などによる搬送件数の増加により、近年増加傾向にあります。

今後も、職場会議や職員研修等を通じ、省エネルギーについて意識啓発を行い、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいきます。

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。

※「第五次計画」から、温室効果ガス排出量の算定に用いる「温室効果ガス排出係数」を変更しています。

第3部

令和5年度実施報告書に対する市民意見

「川越市環境マネジメントシステム実施報告書（令和5年度）」（令和6年11月発行）について、以下のとおり市民意見が寄せられました。

【御意見】

- ・川越市環境マネジメントシステムの公共施設全体の環境目標の具体的対策ごとの実績値を把握し、現状分析を行ったらどうか。
- ・電力使用量削減対策として、エアコン使用量と資源化センターの自家発電量と買電力使用量、電力使用量削減対策の①省エネ性能の高い機器の入れ替え、②LED化、③不要な照明の消灯、④一斉消灯それぞれの電力使用量削減量を示してほしい。
- ・資源化センターの電力使用量に、川越市大規模太陽光発電事業（場所貸し）の太陽光発電量が相殺されているか教えてほしい。
- ・公共施設における太陽光発電システムの令和5年の設置容量と発電量を示してほしい。

【回答】

川越市環境マネジメントシステムでは、市の事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けた川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗について管理しておりますので、御指摘のとおり、現状の改善が主な取組みとなっております。また、環境目標の具体的対策ごとの実績値は算定しておりませんが、施設ごとの実績値と増減した要因の分析を行っています。なお、令和5年度の資源化センターの自家発電量は20,146,474kWh、買電力使用量は2,757,162kWhです。

公共施設における太陽光発電システムの令和5年度の設置容量は89施設1509.2kW、発電量は1,252,656kWhでした。

今後も川越市環境マネジメントシステムを効率的に運用していくため、いただいたご意見を参考に改善を図ってまいりたいと考えております。

御意見・御要望をお寄せいただき、ありがとうございました。

市民意見等様式

本報告書について、ご意見等がございましたら、電子申請、郵送、FAX 又は e-mail によりお寄せください。

提出期限：令和7年12月22日(月)

提出先：川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当

〔住所〕〒350-8601 川越市元町 1-3-1

〔FAX〕 049-225-9800

〔電話〕 049-224-5866(環境政策課直通)

〔メールアドレス〕 kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

(@の部分を★と表示しています)

プロフィールについて、お聞かせください。

〔年代〕 ☐10代 ☐20代 ☐30代 ☐40代 ☐50代 ☐60代以上

〔性別〕 ☐男性 ☐女性 ☐その他 ☐回答しない

〔属性〕 ☐市民 ☐事業者 ☐民間団体 ☐行政 ☐その他()

〔氏名〕

〔住所〕

〔電話〕

報告書全般についての感想をお聞かせください。

☐大変わかりやすい ☐わかりやすい ☐普通 ☐わかりにくい ☐大変わかりにくい

(理由)

報告書について印象に残った点、改善すべき点についてお聞かせください。

印象に残った点:

改善すべき点:

その他、ご意見等がございましたら、下記欄に記入してください。

--

川越市環境マネジメントシステム実施報告書（令和 6 年度）

令和 7 年 1 1 月発行

◇問い合わせ先◇

川越市 環境部 環境政策課

〔住所〕 〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

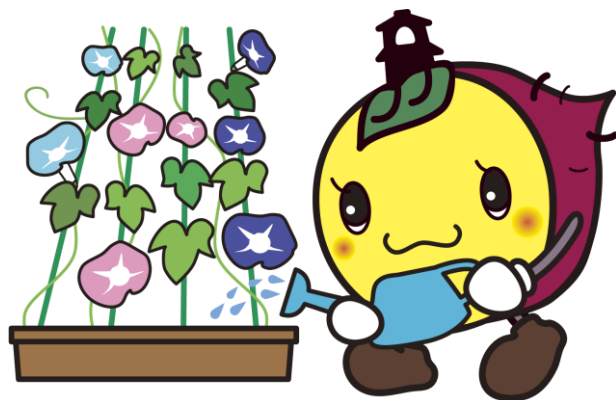
〔電話〕 049-224-5866（環境政策課直通）

〔FAX〕 049-225-9800

〔メールアドレス〕 kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（@の部分を★と表示しています）

〔ホームページ URL〕 <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市マスコットキャラクター ときも